令和８年７月

大田区ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業 ご利用案内

大田区内にお住まいのひとり親家庭等で、一時的な事情により日常生活等の援助が必要な場合にホームヘルパーを派遣し、安心して子育てをしながら生活できるよう家事や育児のサポートをします。

利用するには、下記の対象に該当している必要があります。

1　事業の概要

（１）対　　象	大田区に居住する中学３年生以下の児童と同居しているひとり親家庭等で、次のいずれかに該当する方 ① 保護者が就労のため、一時的に児童の世話に支障がある場合 ② 保護者が一時的傷病の場合 ③ 保護者が技能習得のために通学している場合 ④ 保護者がハローワーク等で求職活動をする場合
（２） サービス内容	① 育児援助（育児、保育など） ② 家事援助（食事作り、買い物、掃除、洗濯など） 詳細は、２ページ「2 サービス内容の一例（できること・できないこと）」をご覧ください。一覧を参考に事業者と事前に依頼内容を打合せしてください。
（３）利用時間・利用日	午前７時から午後９時まで 12 月 29 日から１月３日を除く、全日 ※同一日時に複数のヘルパーを派遣することは原則できません。
（４）利用限度	１回の利用時間は２時間以上 １か月の利用時間は 30 時間まで
（５）利用者負担額	０～1,500 円（１時間あたり）※所得により負担額は変わります ４ページ「利用者負担額（利用料・キャンセル料）」をご覧ください。
（６）利用できないとき	７ページ「（７）利用できません」をご覧ください。
（７）利用承認の取消	７ページ「（８）利用承認の取消・終了」をご覧ください。
（８）利用方法	５ページ「ご利用の流れ」をご覧ください。

2　サービス内容の一例（できること・できないこと）

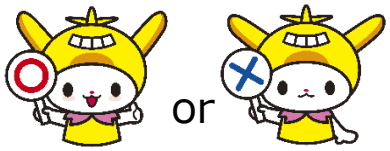

（１）以下の表を参考に具体的な育児・家事援助依頼内容を事業者と事前に打合せをしてください。

（２）利用者が傷病により入院治療を要するとき、または利用者やその家族が発熱、感染性の疾病（風邪、インフルエンザ、新型コロナウイルス等）にかかった場合やそのおそれのある時は利用できません。

（３）サービス提供開始時及び終了時に児童の保護者の立会いがない時は利用できません。

（４）１歳未満（０歳）の児童の保護者が不在の時は、サービス内容にかかわらず利用できません。

（５）未就学児（０歳児を除く）の保護者が不在の時は、家事援助は利用できません（育児援助は利用できます）。

（６）ホームヘルパーに対し、暴行、脅迫等の非行のあった時又はそのおそれがある時は利用できません。

（７）正常なサービスを行うのに支障があると認められる時は利用できません。

（８）サービス提供時に生活必需品の買い物や移動に伴い発生する交通費等は利用者が実費を負担します。

	できること（例）	できないこと（例）
育児 ・ 保育	・利用者の自宅における保育 ・保育に使用した遊具等の片付け ・育児対象児童への調乳、準備された料理のあたため等簡単な準備、配膳等 ・対象児童のシャワー浴の見守り →安全確保のため、一緒に入浴はできません ・帰宅後の見守り、声掛け（宿題、食事、就寝等） ・保護者在宅時の乳児の沐浴、入浴・シャワー浴の補助 ・乳幼児のオムツ交換	・利用者の自宅以外の保育（親族宅・友人宅、マンション内のキッズルーム、公園等） ・病児の看病、看護等の専門知識・技術が必要な行為（投薬など） ・遊園地、動物園等のレクリエーション施設やショッピング施設への同行 ・児童の学習・宿題指導 ・乳幼児へ食事を食べさせること、授乳
食　事	○調理：①調理時間 60 分以内②日常的メニュー③当日分 （食材）あらかじめ用意された食材での調理・下ごしらえ （メニュー数）2～３品以内（ご飯、おかず、汁物） ・おやつの準備、電子レンジでの温め、配膳 ○片付け：当日使用した食器・調理器具の洗浄・片付け、食器やテーブル拭き 【以下、ご協力ください】 ☆レシピやメニューを事前に決めておいてください ☆調理食材はあらかじめセットしてください ☆調理方法・器具など細かな指定はできません	○特別な調理 ・季節行事（正月・クリスマス等）や冠婚葬祭等のために手間をかけて行う大量な調理 ・作り置き（餃子 50 個、翌日の弁当のおかず等の作り置き） ・特別食（離乳食、アレルギー食等） ・主食以外の調理・下ごしらえ（嗜好品、つまみ等） ○献立を考える ○片付け・整理、掃除 ・大量にたまったシンク内の片付け ・冷蔵庫内の食材の整理・仕分け ・台所収納の整理、包丁研ぎ ・食器洗い洗浄機内の掃除

掃　除	○掃除：居室（リビング、寝室、こども部屋）の簡単な掃除 →掃除機、ワイパー、ほうき使用の軽掃除 ○整理整頓：散らばったものをまとめる程度（箪笥や冷蔵庫の移動など元の位置に戻すことは対象外） ○トイレ、風呂場の簡易な掃除 →スポンジで浴槽を洗う程度の軽掃除※ブラシで床面をこするなどは対象外 〇ごみをごみ袋等にまとめる 【以下、ご了承ください】 ☆ハウスクリーニングのプロではありません	○「居室外」の掃除 ・玄関、ベランダの掃除 ・庭の清掃、草取り ・洗車、自転車のパンク修理 ・押入、クローゼットの整理 ・荷物の片付け ・おもちゃの仕分け・消毒 ○特別な（日常的でない）もの ・ガスコンロ、換気扇、レンジ回りの掃除 ・カビ取り、排水口の掃除 ・窓ふき、網戸掃除 ・引越し準備、片付け、家具等の移動 ・電球の付け替え、室内外の家屋等の修繕 ・大掃除（天井、エアコンフィルター、ワックスがけ等） ・ペンキ塗り、植栽の剪定等の園芸 ・ごみ出し（粗大ごみ含む）
洗　濯	○洗濯機を使用した洗濯 ・洗濯→干し→取込み→たたみ→収納 【ポイント】 ☆日常的な家事の範囲内であること ☆シミ汚れは「下洗い」をお願いします	○洗濯機で洗えないもの ・特別な洗濯（手洗い、付置き、漂白等） ・大物の洗濯（毛布、カーテン等） ○日常的でないもの ・特別な洗濯（靴、鞄、帽子等） ・布団干し・取込み、布団乾燥、シーツ交換等
買い物	・日常生活用品（食品・消耗品等）の購入 ※利用者不在時は利用できません	・嗜好品（酒、タバコ）、薬の購入 ・持ちきれないほどの大量のまとめ買い ・購入した物を自宅以外の場所に届けること
その他	・日常的なアイロン掛け ・ボタン付け等の簡易な補修	・大量のアイロンがけ ・対象児童の送迎（学校、保育園、塾等） ・来客の対応（郵便・宅配便受取等） ・自動車・自転車の運転 ・植物、ペットの世話 ・その他商品の販売等当該家庭の生産活動にかかわるもの ・健診等の付添い時、保護者運転の車への同乗

3　利用者負担額（利用料・キャンセル料）

本事業を利用する際は、下記の階層区分に応じた利用者負担額を利用した事業者へお支払いください。
階層区分は、本事業の利用承認決定時に送付する「承認決定通知書」をご確認ください。

表１　利用者負担額

階層区分	所得基準額	利用者負担額	
		１時間あたり	キャンセル料
Ⅰ	生活保護受給者又は住民税非課税者	０円	１時間あたりの利用者負担額をサービス依頼時間に応じてお支払いいただきます。
Ⅱ	2,080,000 円以下	150 円	
Ⅲ	2,080,001 円～3,661,000 円	300 円	
Ⅳ	3,661,001 円～6,220,000 円	800 円	
Ⅴ	6,220,001 円以上	1,500 円	

【備考】・７月から１２月までの利用承認については前年の所得額、１月から６月までの利用承認については、前々年の所得額に基づき決定します。
・表中の所得とは、給与所得だけの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」
事業所得等のある方は、年間収入金額から必要経費を差し引いた金額になります。
・税法上の扶養親族等の数が１人増えるごとに 380,000 円を加算します。
・生活保護受給者又は住民税非課税者の場合は、前年又は前々年の所得額に関わらず第Ⅰ階層区分になります。

※サービス提供時に生活必需品の買い物や移動に伴い発生する交通費等は利用者が実費を負担します。

表２　控除額等

所得基準額に加算する金額	同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る）又は老人扶養親族１人につき	100,000 円
	特定扶養親族１人につき	250,000 円
	扶養親族のうち、下記基準日において、年齢が 16 歳以上 19 歳未満であったもの１人につき （基準日） ・７月から 12 月の利用承認の場合は、前年の 12 月 31 日 ・１月から６月の利用承認の場合は、前々年の 12 月 31 日	250,000 円
所得額から控除する金額	社会保険料控除	一律 80,000 円
	総所得金額に給与所得・公的年金が含まれている場合	最大 100,000 円
	障害者・寡婦・勤労学生控除	270,000 円
	特別障害者控除	400,000 円
	ひとり親控除	350,000 円
	雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除・特定親族特別控除	控除相当額

【備考】税法上申告し、認められたものに限ります。

4　ご利用の流れ

（１）利用申請 （郵送または窓口）	「申請書」、「ひとり親等を証明する書類」、「要件を証明する書類」、「課税（非課税）証明書」を区に提出します。 【郵送先】〒144-8621　大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 こども未来部子育ち支援課子育ち支援担当（児童育成）
（２）承認・不承認	提出書類の審査後、サービス利用の「承認決定通知書」または「不承認決定通知書」を区から申請者に送付します。
（３）派遣日時等の調整	区から「承認決定通知書」が届いた方は、ご自身で事業者（株式会社パソナライフケア）の専用予約サイトから派遣日時・内容の連絡調整を行います。 ☆株式会社パソナライフケアの専用予約サイト（初回用）はこちら☞ ☆株式会社パソナライフケアの専用予約サイト（2 回目以降）はこちら☞
（４）ヘルパー派遣	ホームヘルパーがご自宅にお伺いし、育児援助・家事援助を提供します。
（５）料金のお支払い	利用者負担額がある場合は、利用日当日、事業者（ヘルパー）へ支払いをします。支払方法は、Pay Pay、請求書払い（後日１か月分の利用料金の支払明細が送付されますので振込ください。振込手数料は、利用者の負担となります。）のみです。現金による支払いは受け付けていません。

5　提出書類

本事業を利用するには、申請書、ひとり親等を証明する書類、要件を証明する書類の提出が必要です。

（１）申請書、ひとり親等を証明する書類、課税（非課税）証明書

申請書	ホームヘルプサービス事業利用申請書（第１号様式） ※申請書は区ホームページからダウンロードできます
ひとり親等を証明する書類（いずれか１点）	①児童扶養手当証書②児童育成手当支給継続通知書③ひとり親医療証④戸籍謄本等（①～③を受給していない場合） ※①～③については、ひとり親手当等を受給していれば提出不要です
課税（非課税）証明書	課税（非課税）証明書 ７月から 12 月の利用申請：１月１日現在大田区に住所がある方は不要 １月から６月の利用申請：前年の１月１日現在大田区に住所がある方は不要

（２）要件を証明する書類※直近１か月以内に発行されたもの

就労のため一時的に児童の世話に支障がある	就労証明書 ※就労証明書は区ホームページからダウンロードできます
保護者が傷病のため自宅で安静療養している	診断書のコピー
技能習得のための教育訓練機関等に通学している	就学証明書、就学の実態がわかるもの（時間割、カリキュラム等）
求職活動のためにハローワーク等に行く	ハローワーク受付票のコピー

6　ご利用にあたっての注意事項

（１）利用にあたって	区へ利用申請が必要です。
（２）利用承認期間	○７月１日から翌年６月 30 日まで（最長 12 か月）です。 ○利用承認の時期により、始期は異なります。また、傷病や求職活動による申請の場合は最長３か月となります。 ○利用承認期間満了後も引続き当事業のご利用を希望される場合は、再申請が必要です。利用承認期間満了日までに利用承認を受けてください。 ○再申請は利用承認期間満了月の初日から受付けます。承認まで概ね１か月程度かかります。余裕をもってご申請ください。必要書類は５ページ「提出書類」をご確認ください。 （例）翌年の７月１日以降も引き続き利用を希望する場合には、翌年の６月 30 日までに利用承認を受ける必要があります。翌年の６月１日以降、改めて利用申請をしてください。
（３）利用申請の内容に変更が生じたとき	利用承認後、申請した世帯状況等に変更が生じたときは、「大田区ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業変更届」または「大田区ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業利用終了届」を速やかに区へ提出してください。
（４）派遣依頼について	ご利用の際は、利用日の１週間前までに、ホームヘルプサービス提供事業者に連絡してください。ヘルパーの指名はできません。
（５）利用時間	午前７時から午後９時までの間です。１回あたり２時間以上の利用となります。また、１時間単位のご利用をお願いしております。１月あたり 30 時間までの利用となります。

（６）利用のキャンセル・変更	○依頼後に、派遣が不要になった場合は、速やかに事業者へキャンセルの連絡をしてください。必要としている方へホームヘルパーの派遣ができるよう、ご協力をお願いします。 ○キャンセル、変更は、事業者の前営業日の午後５時までに事業者に直接ご連絡ください。ご連絡がない場合、キャンセル料が発生し、キャンセル時間分が月の利用上限時間から差し引かれます。 ○連絡期限を過ぎた変更は、キャンセル扱いとなります。 ○天災により、ヘルパーの安全確保ができないと委託事業者が判断したときは、キャンセル料の徴収及びキャンセル時間分の差し引きは行いません。
（７）利用できません	○利用者が傷病により入院治療を要するとき、または利用者やその家族が感染性の疾病にかかった場合やそのおそれがあるとき ○１歳未満の児童の保護者が不在の時 ○未就学児（０歳児を除く）の保護者が不在時の家事援助の利用 ○サービス提供開始時及び終了時に児童の保護者の立会いがないとき ○利用者負担金の支払いを滞納しているとき ○利用承認期間外の利用 ○本事業の対象要件に該当しなくなったとき
（８）利用承認の取消・終了	以下のいずれかに該当するときは、本事業の利用承認を取消または終了します。 ○利用者が偽りその他不正な手段により利用承認を受けたとき（就業証明書の改ざんなど） ○本事業の対象要件に該当しなくなったとき ○利用者がホームヘルパーの派遣を頻繁にキャンセル（月３回程度）、又は派遣時間の変更（月３回程度）を繰り返し行ったとき ○利用者が２～３ページ「２　サービス内容の一例（できること、できないこと）」の対象にならない育児援助・家事援助サービスを強要したとき ○区長が特に必要があると認めるとき

【制度・利用申請について】
〒144-8621
大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
大田区こども未来部　子育ち支援課
子育ち支援担当(児童育成)
電話：03-5744-1274
※平日 8:30～17:00

【サービス内容・利用予約について】
(事業者)
株式会社パソナライフケア

電話：03-6633-3626
※受付時間 9:00～17:00
※土日祝日は除く